



マッサージなどの正しいかかり方

あんま・マッサージ、はり・きゅう、接骨院・整骨院の施術で、保険証を使える場合(緊急時の応急処置を除く)は、それぞれ次のとおりです。

《保険証を使える場合》

①あんま・マッサージ

筋麻痺や関節拘縮など、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき

②はり・きゅう

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛や頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛みを主とする疾患の治療を受けたとき

③接骨院・整骨院

骨折、脱臼、打撲、ねんざ、挫傷(いわゆる肉離れを含む)の施術を受けたとき



《保険証を使えない場合》

- ・肩こりや疲労回復に対する施術を受けたとき
- ・疾病予防のためのマッサージを受けたとき
- ・病院や診療所で治療している疾患について、医師の同意を受けずに施術を受けたとき

①あんま・マッサージ、②はり・きゅうの療養費支給対象となるには、あらかじめ医師の診断と同意が必要です。注意してください(③接骨院・整骨院へ通院する際には、骨折や脱臼に対して応急処置以外の施術の継続施術を受ける場合を除き、医師の診断や同意は不要)。※これらの施術をするには国家資格が必要です。県のホームページに有資格者の施術所一覧が掲載されているので、確認してください。

▶問い合わせ 国保年金課 ☎(62)7129



体組成測定会 ～自分のカラダを知る～

筋肉量、体脂肪率などの体組成を測定します。

▶とき 1月25日(土) 午後1時30分～3時30分

※午後1時50分、午後2時30分、午後3時から各20分間、ウォーキングに関する健康講座も開催します。

▶ところ 黒磯保健センター

▶その他 予約不要です。素足で測定するため、着脱しやすい靴・靴下で参加してください

※ペースメーカーなど、医用電気機器を装着している人は体組成の測定はできません。

▶問い合わせ

健康増進課 ☎0287(63)1100



健康を学ぶ料理講座 ～生涯骨太フッキング～

メタボ予防やフレイル予防について楽しく学べます。

▶とき 1月24日(金) 午前10時～午後2時

▶ところ 健康長寿センター

▶内容 講話、調理実習(たらのみぞれ煮、豆腐と野菜のチーズチャンプルー、具だくさん味噌汁、ミルクくずもち)など

▶参加費 300円 ▶定員 25人(先着)

▶申込方法 窓口、電話、申込フォームから申し込み

▶申込期限 1月10日(金)

▶持ち物 エプロン・三角巾・筆記用具

▶問い合わせ 健康増進課 ☎0287(63)1100



那須塩原市からのお知らせ

NASUSHIOBARA CITY INFORMATION



News
01

食育・地産地消推進計画への 皆さんの意見を募集します



市民、関係機関および行政が一体となって食育・地産地消を推進するため、令和2年度に策定した「食育・地産地消推進計画」の第2期計画の策定を行います。

▼募集期限 1月22日(水)

▼閲覧場所 本農務畜産課、西那須野支所、塩原支所、常根出張所

▼意見を提出できる人

市民、市内勤務・通学者、市内に事務所・事業所を持つ個人や法人、本件に利害関係の有する個人・法人・その他の団体

▼意見の提出方法

意見書の様式(閲覧場所か市ホームページから取得)に氏名、住所、意見を記入し、問い合わせ先に持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出

※電話での受け付けはできません。

※必ず住所、氏名、連絡先を記載してください。記載がない場合は、受け付けできません。

▼問い合わせ

○本農務畜産課

☎325・8501 共働社108・2

☎0287(62)7147

FAX 0287(62)7223

✉noumichikusan@city.nasushiobara.tochigi.jp

～こんな資産が申告の対象です～

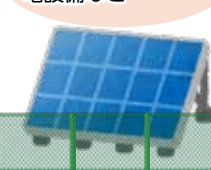
畜舎、サイロ、集乳設備など



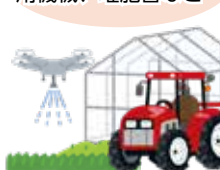
事務机、応接セット、ロッカー、金庫など



フェンス、太陽光発電設備など



ビニールハウス、農業用機械、堆肥舎など



News
02

事業者の皆さんは忘れずに 償却資産の申告をしてください

事業を営み、償却資産を所有している法人・個人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の内容を、所在地の市町村に申告する必要があります。法人税・所得税に係る申告(確定申告)とは別の手続きです。

▼申告期限 1月31日(金)

▼申告方法 償却資産申告書を持参か郵送で提出

※地方税ポータルシステム(eLTAX)での電子申告も可能です。

▼様式の配布場所・提出先

国固定資産税課、課税課、塩原支所

《事業とは》

一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。必ずしも利益・収益そのものを得ることを直接の目的とするものとは限りません。

(例)農業、小売業、売電事業、不動産業など

《償却資産とは》

土地、家屋および自動車税の対象となる車両を除き、事業の用に供する資産のことをいいます。税務会計(法人税・所得税)で減価償却の対象となる資産です。

▼問い合わせ

○国固定資産税課

☎329・2792 あたご町2・3

☎0287(38)2561

